

証券コード 5641

平成21年6月26日

株 主 各 位

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地

T D F 株 式 会 社

取締役社長 佐々木 誠

第122回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第122回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第122期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

なお、変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)

変 更 前	変 更 後
<p>(1単元の株式数) 第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>(1単元の株式数) 第8条 (条文省略)</p>
<p>(単元未満株券の不発行) 第10条 当会社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式を有する株主の権利) 第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第12条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (条文省略)</p>
<p>(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 (条文省略)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第14条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>② 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む、以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>② 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第15条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役に野村節雄、松嶋健二、佐々木誠、増田克己の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、監査役に山際元雄、川原 誠の両氏が選任され、就任いたしました。なお、山際元雄、川原誠の両氏は社外監査役であります。

以 上

なお、本定時株主総会后開催された取締役会及び監査役会の決議により、当社の代表取締役、役付取締役ならびに常勤監査役が次のとおり選定されました。

代表取締役社長	佐々木	誠
専務取締役	増田	克己
常務取締役	野村	節雄
常勤監査役	山際	元雄

以 上